

霧島市条例第3号

令和4年3月2日

霧島市公共下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長

申重真一

霧島市公共下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例

霧島市公共下水道事業受益者負担金条例（平成17年霧島市条例第283号）の一部を次のように改正する。

別表国分隼人第5負担区の項の次に次のように加える。

国分隼人第6負担区	第6期事業認可区域に属する	1平方メートル当たり430円
-----------	---------------	----------------

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。